

公益財団法人日本医療機能評価機構 医療の質向上のための体制整備事業運営委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）定款第46条並びに委員会等設置規則第3条の規定に基づき、医療の質向上のための体制整備事業運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、業務を執行する理事（以下「理事」という。）の諮問に応じて、厚生労働省補助事業「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、事業の円滑な実施を図るため、必要な事項について審議する。

(組織等)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、各医療関係団体や学識経験者の中から理事長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員のうち1人を委員長とし、理事長が指名する。
- 5 委員長は会務を総理する。
- 6 委員長は、あらかじめ委員長代理を指名しておくことができる。

(部会)

第4条 委員会等設置規則第3条に基づき、委員会に必要な部会を設置することができる。

- 2 部会の設置、運営に関する事項は、理事が定める。

(議事)

第5条 委員会は、理事が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 3 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、代理の者を出席させることができる。代理の者を出席させることができない場合は、当該議事について書面をもってあらかじめ意思表示をするか、または他の委員を代理人と定めて委任状を提出することができる。

この場合、代理出席者、書面をもってあらかじめ意思表示をした委員、および委任状を提出した委員は前項の出席者とみなす。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 委員会の審議は、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、委員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合、その他委員長が必要と認める場合については、非公開とする。

(守秘事項)

第7条 委員は、非公開の委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、評価事業推進部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

1 この規則における「委員会」は、「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」における「医療の質向上のための協議会」とみなすものとする。

2 この規則は、2019年6月7日から施行する。